

改正後	改正前
<p>（調査計画書の作成等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業者は、調査計画書を作成したときは、調査計画書、これを要約した書類（次条及び第6条においてこれらを「調査計画書等」という。）、規則で定める環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類その他規則で定める物を知事に提出しなければならない。</p> <p>（関係地域の決定等）</p> <p>第5条 知事は、前条第3項の規定による調査計画書等及び地域を記載した書類の提出があったときは、速やかに、事業者の意見を聴いた上、同項の規則で定める基準に該当する地域を定め、これを事業者に通知するものとする。</p> <p>（調査計画書等の公告及び縦覧等）</p> <p>第6条 知事は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、同条の規定により定めた地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に調査計画書等の写し及び関係地域を記載した書類を送付するとともに、調査計画書等の提出があった旨及び関係地域が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）、縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該調査計画書等の写し及び関係地域を記載した書類を公告の日から1週間規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により調査計画書等を公表しなければならない。</p>	<p>（調査計画書の作成等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 事業者は、調査計画書を作成したときは、調査計画書、規則で定める環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類その他規則で定める物を知事に提出しなければならない。</p> <p>（関係地域の決定等）</p> <p>第5条 知事は、前条第3項の規定による調査計画書及び地域を記載した書類の提出があったときは、速やかに、事業者の意見を聴いた上、同項の規則で定める基準に該当する地域を定め、これを事業者に通知するものとする。</p> <p>（調査計画書の公告及び縦覧等）</p> <p>第6条 知事は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、同条の規定により定めた地域（以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に調査計画書の写し及び関係地域を記載した書類を送付するとともに、調査計画書の提出があった旨及び関係地域が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）、縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、当該調査計画書の写し及び関係地域を記載した書類を公告の日から1週間規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

(調査計画書説明会の開催等)

第6条の2 事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、関係市町村において、調査計画書の内容について周知を図るための説明会(以下この条において「調査計画書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該関係市町村内に調査計画書説明会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において調査計画書説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、知事と協議して、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、調査計画書説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、調査計画書説明会の開催予定の日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これらを公告しなければならない。

3 事業者は、規則で定めるその責めに帰することのできない理由で前項の規定により公告した調査計画書説明会を開催することができない場合には、当該調査計画書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、調査計画書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

4 事業者は、調査計画書説明会を開催したときはその概要を、調査計画書説明会を開催しなかったときはその理由及び周知の方法を、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

(調査計画書に対する意見書の提出等)

第7条 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第6条第1項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2・3 (略)

(知事の意見)

第8条 (略)

2 知事は、前項の意見を述べる場合において必要があると認めるときは、埼玉県環境影響評価技術審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(新設)

(調査計画書に対する意見書の提出等)

第7条 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2・3 (略)

(知事の意見)

第8条 (略)

2 知事は、前項の意見を述べる場合において必要があると認めるときは、埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

第8条の2・第9条 (略)

(技術指針)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 知事は、技術指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

第11条 (略)

(説明会の開催等)

第12条 (略)

2 第6条第2項の規定は、準備書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第12条第1項」と、「調査計画書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催等)

第13条 事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、関係市町村ごとに、準備書の内容について周知を図るための説明会（以下この条において「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該関係市町村内に準備書説明会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において準備書説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、知事と協議して、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

2 第6条の2第2項から第四項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第3項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「調査計画書の」とあるのは「準備書の」と、同条第四項中「調査計画書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(削る)

第8条の2・第9条 (略)

(技術指針)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 知事は、技術指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

第11条 (略)

(説明会の開催等)

第12条 (略)

(新設)

(説明会の開催等)

第13条 事業者は、前条の縦覧期間内に、関係市町村ごとに、準備書の内容について周知を図るための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該関係市町村内に説明会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において説明会を開催することがやむを得ないと認められるときは、知事と協議して、当該関係市町村以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村長に通知するとともに、説明会の開催予定の日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これらを公告しなければならない。

3 事業者は、規則で定めるその責めに帰することのできない理由で前項の規定により公告した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、準備書の内容について、これを要約した書類の提供その他の方法により、周知を図るよう努めなければならない。

(削る)

(準備書に対する意見書の提出等)

第14条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第12条第1項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2・3 (略)

第15条・第16条 (略)

(公聴会の開催等)

第17条 知事は、前条の知事意見書を作成する場合には、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催するとともに、関係市町村長及び審議会の意見を聴くものとする。

2 (略)

第18条 (略)

(評価書等の公告及び縦覧)

第19条 (略)

2 第6条第2項の規定は、評価書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第19条第1項」と、「調査計画書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(配慮の要請等)

第20条 知事は、前条第1項の規定による公告の日までに、当該対象事業の実施について許認可等を行う者に対し、評価書等の写しを送付するとともに、許認可等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

4 事業者は、説明会を開催したときはその概要を、説明会を開催しなかったときはその理由及び周知の方法を、知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

(準備書に対する意見書の提出等)

第14条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第12条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2・3 (略)

第15条・第16条 (略)

(公聴会の開催等)

第17条 知事は、前条の知事意見書を作成する場合には、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催するとともに、関係市町村長及び埼玉県環境影響評価技術審議会の意見を聴くものとする。

2 (略)

第18条 (略)

(評価書等の公告及び縦覧)

第19条 (略)

(新設)

(配慮の要請等)

第20条 知事は、前条の規定による公告の日までに、当該対象事業の実施について許認可等を行う者に対し、評価書等の写しを送付するとともに、許認可等を行うに際し、当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

第21条・第22条 (略)

(対象事業の廃止の届出等)

第23条 (略)

2 (略)

3 知事は、第6条第1項の規定による公告の日以後において第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を公告しなければならない。

4 (略)

(対象事業を実施しないこととみなす場合)

第24条 事業者が第12条第1項の規定による公告の日(第21条第1項の規定により第12条第1項の規定の例による公告を行う場合にあつては、当該公告の日)から3年以内に当該対象事業に係る評価書を知事に提出しないときは、前条第1項の規定による対象事業を実施しないこととした旨の届出がなされたものとみなす。同条第2項及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(対象事業の実施の制限)

第25条 事業者は、第19条第1項の縦覧期間満了の日までは、当該対象事業を実施してはならない。

第26条 (略)

(評価書の公告後における環境影響評価の再実施)

第26条の2 知事は、第19条第1項の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第9条第7号又は第9号から第12号までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の対象事業について、更に第1節から前節までの規定の例による手続等を行うよう求めることができる。

第27条・第28条 (略)

第21条・第22条 (略)

(対象事業の廃止の届出等)

第23条 (略)

2 (略)

3 知事は、第6条の規定による公告の日以後において第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を公告しなければならない。

4 (略)

(対象事業を実施しないこととみなす場合)

第24条 事業者が第12条の規定による公告の日(第21条第1項の規定により第12条の規定の例による公告を行う場合にあつては、当該公告の日)から三年以内に当該対象事業に係る評価書を知事に提出しないときは、前条第1項の規定による対象事業を実施しないこととした旨の届出がなされたものとみなす。同条第2項及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(対象事業の実施の制限)

第25条 事業者は、第19条の縦覧期間満了の日までは、当該対象事業を実施してはならない。

第26条 (略)

(評価書の公告後における環境影響評価の再実施)

第26条の2 知事は、第19条の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第9条第7号又は第9号から第12号までに掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の対象事業について、更に第1節から前節までの規定の例による手続等を行うよう求めることができる。

第27条・第28条 (略)

(対象事業の中止の届出等)

第29条 (略)

2 第23条第2項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第3項中「第6条第1項の規定による公告の日以後において第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第四項中「第1項」とあるのは「第29条第1項」と、「対象事業の実施」とあるのは「対象事業」と、「前項の規定による公告の日」とあるのは「同項の規定による届出のあった日」と読み替えるものとする。

第30条・第30条の2 (略)

(事後調査書等の公告及び縦覧)

第30条の3 (略)

2 第6条第2項の規定は、事後調査書等の公表について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第3条の三第1項」と、「調査計画書等」とあるのは「事後調査書等」と読み替えるものとする。

(事後調査書に対する意見書の提出)

第30条の4 事後調査書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定による公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

一・二 (略)

2 (略)

第30条の5～第31条 (略)

(環境影響評価法との関係)

第31条の2 前章(第28条及び第3条の2から第3条の6までを除く。)及び次章(第37条を除く。)の規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)については、適用しない。

(対象事業の中止の届出等)

第29条 (略)

2 第23条第2項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第3項中「第6条の規定による公告の日以後において第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第四項中「第1項」とあるのは「第29条第1項」と、「対象事業の実施」とあるのは「対象事業」と、「前項の規定による公告の日」とあるのは「同項の規定による届出のあった日」と読み替えるものとする。

第30条・第30条の2 (略)

(事後調査書等の公告及び縦覧)

第30条の3 (略)

(新設)

(事後調査書に対する意見書の提出)

第30条の4 事後調査書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

一・二 (略)

2 (略)

第30条の5～第31条 (略)

(環境影響評価法との関係)

第31条の2 前章(第28条及び第3条の2から第3条の6までを除く。)及び次章の規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)については、適用しない。

(法の規定により知事が意見を述べる手続)

第31条の3 知事は、法第3条の7第1項(法第3条の10第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定により配慮書の案又は配慮書について意見を求められた場合は、審議会の意見を聴くものとする。

2 (略)

3 第8条第2項の規定は、法第10条第1項又は第5項の規定により知事が方法書について環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

4 第17条の規定は、法第2条第1項又は第5項の規定により知事が準備書について環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

(法の手続との調整)

第31条の4 (略)

2 法対象事業を実施する者が作成した法第38条の2第1項に規定する報告書は、第3条の2第1項に規定する事後調査書とみなす。

第32条～第36条 (略)

(市町村との関係)

第37条 市町村が対象事業又は法対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関する条例を定めており、かつ、この条例と同等以上の環境影響評価及び事後調査が行われると知事が認めるときは、この条例の規定は適用しない。ただし、対象事業又は法対象事業を実施する区域が二以上の市町村にわたるときは、この限りでない。

第38条～第40条 (略)

(法の規定により知事が意見を述べる手続)

(新設)

第31条の3 (略)

2 第8条第2項の規定は、法第10条第1項の規定により知事が方法書について環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

3 第17条の規定は、法第2条第1項の規定により知事が準備書について環境の保全の見地からの意見を述べる場合について準用する。

(法の手続との調整)

第31条の4 (略)

2 法対象事業を実施する者に対する第3条の2第1項の規定の適用については、法の定めるところに従って作成された事後調査の計画を記載した書類は、この条例の定めるところに従って作成された書類とみなす。

第32条～第36条 (略)

(市町村との関係)

第37条 市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関する条例を定めており、かつ、この条例と同等以上の環境影響評価及び事後調査が行われると知事が認めるときは、この条例の規定は適用しない。ただし、対象事業を実施する区域が二以上の市町村にわたるときは、この限りでない。

第38条～第40条 (略)